

**保育認定を受けた世帯の保育料  
(ひとり親世帯等に係る保育料)**

階層区分		保育料 ( ) は 2 子目の金額	
区分	市町村民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
		3 歳未満の児童	3 歳未満の児童
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	非課税世帯	0 円	0 円
3	48,600 円未満	5,500 円 (0 円)	5,400 円 (0 円)
4	67,000 円未満	8,400 円 (0 円)	8,250 円 (0 円)
5	77,101 円未満	9,000 円 (0 円)	9,000 円 (0 円)

〔多子軽減について〕

- ・ひとり親世帯等に該当する場合、2 子目以降は無料となります。
  - ・世帯の年収が約 360 万円（市町村民税所得割額 77,101 円）未満であり、また保護者と生計を一にする子どもがいる場合（※）、最年長の子どもから順に 2 子目以降は無料となります。
- ※ 別居している場合でも、生活費や学資金等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。